

保安林指定通知のあて先人不明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する胎内市役所に掲示する。

令和7年12月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 所在の不明な者の氏名

桐生 與七郎、齋藤 久四郎、齋藤 市太郎、齋藤 五平

2 通知の内容

- (1) 農林水産大臣から令和7年11月21日付け7林整治第658号の1で保安林に指定した旨の通知を受けたので、森林法第33条第3項の規定により通知する。
- (2) 保安林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、令和7年11月21日付け農林水産省告示第1738号による。